

○松山市地籍調査標識等の管理保全に関する規則

平成 17 年 10 月 6 日

規則第 63 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する地籍調査によって設置した標識等の破損及び滅失を防止し、その永続的利用を確保するための管理保全に関し必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「標識等」とは、地籍調査によって設置した基準点標識のうち、地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点をいう。

(管理及び保全)

第 3 条 何人も、移転、破損その他の行為により標識等の効用を害してはならない。

2 この規則の対象となる地区は、本市の区域のうち、地籍調査を実施している地区及び地籍調査完了地区(旧北条市及び旧中島町並びに旧余土村の区域を除く。)とする。

3 標識等の管理保全に関する事務は、地籍調査事業の主管課が行う。

(標識等損傷届出)

第 4 条 標識等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに標識等損傷・滅失届(様式第 1 号)により、市長に届け出なければならない。

(標識等の一時撤去又は移転の協議申請)

第 5 条 標識等が設置された敷地又はその付近で標識等の損傷その他その効用を害するおそれのある行為をしようとする者は、その行為を開始する 30 日前までに、標識等一時撤去・移転協議申請書(様式第 2 号)を提出し、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議によって、標識等の一時撤去又は移転に相当の理由があると認めるときは、申請者に標識等一時撤去・移転許可書(様式第 3 号)を交付する。

(標識等の復元)

第 6 条 標識等を損傷し、又は滅失した者及び前条の規定により標識等を一時撤去した者(以下「工事等の施工者」という。)は、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)及び同運用基準(平成 14 年 3 月 14 日付け国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知)の定めるところにより当該標識等を復元しなければならない。ただし、標識等の復元が困難で、かつ、やむを得ないと認められるときは、市長と協議して移転の方法をとることができる。

2 前項の規定による標識等の復元のために行う測量は、測量士又は測量士補の資格を有する者に行わせなければならない。

3 工事等の施工者は、標識等の復元が完了したときは、標識等復元作業完了届(様式第 4 号)を速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の届出があったときは、やむを得ない場合を除き、その日から 14 日以内

に検査を実施するものとする。

5 工事等の施工者は、前項の検査の結果、補正その他の市長の指示があったときは、これに従わなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、第1項ただし書の規定により標識等を移転する場合について準用する。

(市長による指導)

第7条 市長は、標識等の滅失箇所又は損傷箇所を発見したときその他必要と認めるときは、関係者に対し、標識等の管理保全について指導することができる。

(費用の負担)

第8条 この規則による標識等の一時撤去・移転及び復元に要する費用(これらのためにする調査及び測量を含む。)は、工事等の施工者、その原因者又は利害関係者の負担とする。

2 市長は、前項の費用について特に必要と認めるときは、その負担を免除することができる。

3 市長は、予算の範囲内において、標識等の管理保全のための費用の負担その他必要な措置を講じることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、標識等の管理保全に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月26日規則第21号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。